

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 環境部清掃施設課

許認可等の名称	一般廃棄物処理手数料の一括納付
根拠法令等の条項	豊田市清掃工場廃棄物処理要綱第9条
法令等の定め 又は概要	<p>【要綱第9条】</p> <p>第9条 清掃工場の利用者は、手数料を各月の月末を整理日として月ごとに一括して支払うこと（以下「一括納付」という。）ができる。</p>
審査基準	<p>要綱第10条に掲げる要件を満たすときは、処理手数料を一括納付することができる。</p> <p>1 要件</p> <p>次の（１）～（４）のいずれかに該当するときは、処理手数料を一括納付することができる。</p> <p>（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に新規で一括納付を承認する場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 許可業者として1年以上経過していること。</p> <p>イ 清掃工場への搬入回数が、前年度1年間における1か月当たりの平均が20回以上であること。</p> <p>（２）許可業者の更新を承認する場合は、更新時において手数料の未納がないこと。</p> <p>（３）国又は地方公共団体で市長が必要と認めた場合</p> <p>（４）その他市長が必要と認めた場合</p> <p>2 提出書類</p> <p>（１）豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認（更新）申請書（様式第1号）</p> <p>（２）誓約書</p> <p>3 申請場所</p> <p>清掃施設課（渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター管理棟 2階）</p>
設定年月日	平成17年4月1日（最終更新：令和2年12月1日）
標準処理期間	50日